

東広島市移住者等創業及び事業承継

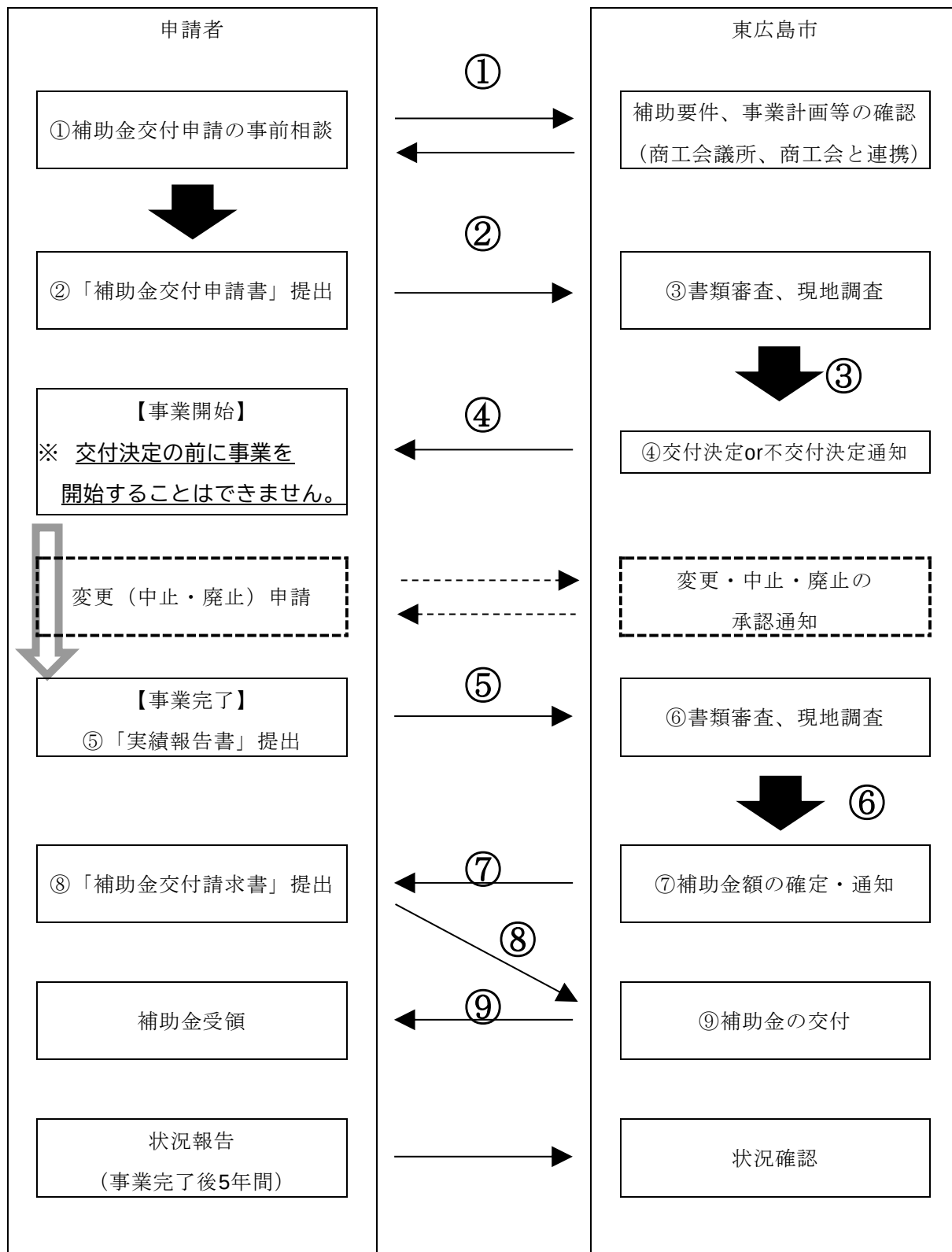
支援事業補助金 申請の手引き

令和 7 年 4 月

東広島市 地域政策課

「東広島市移住者等創業及び事業承継支援事業補助金」の申請をご希望の方は、補助金交付要綱及びこの手引きの内容をご確認のうえ補助金の申請をしてください。

補助金申請から補助金交付までの流れ



1 事業の目的

東広島市では、人口減少及び高齢化が顕著である周辺地域（次の表の左欄に掲げる町名に応じ、それぞれ同表の右欄に定める区域。以下同じ。）で事業を開始しようとする者を支援し、地域産業の活性化や定住を促進することを目的として、創業又は事業承継に伴う経費の一部を補助します。

町名	区域
八本松町	原小学校及び吉川小学校の学区
志和町	志和町の全域
高屋町	高屋東小学校及び造賀小学校の学区
黒瀬町	板城西小学校、上黒瀬小学校及び乃美尾小学校の学区
福富町	福富町の全域
豊栄町	豊栄町の全域
河内町	河内町の全域
安芸津町	安芸津町の全域



2 補助対象者

(1) 及び(2)のいずれにも該当する方となります。

(1) 次のいずれかに該当する方（移住要件）

- ア 周辺地域に住所を有するに至った日から3年を経過していない者であって、同日前において引き続き1年以上本市の区域外に住所を有していたもの
- イ 周辺地域に住所を有するに至った日から3年を経過していない者であって、同日前において引き続き1年以上周辺地域以外の本市の区域内に住所を有していたもの
- ウ 周辺地域に住所を移す予定がある者であって、引き続き1年以上本市の区域外に住所を有しているもの
- エ 周辺地域に住所を移す予定がある者であって、引き続き1年以上周辺地域以外の本市の区域内に住所を有しているもの

(2) 周辺地域において行う事業を行う方のうち、次のいずれかに該当する方（事業要件）

- ア 申請の時点で事業を営んでいない者が創業するもの
- イ 申請の時点で周辺地域以外で既に事業を営んでおり、当該事業の全てを周辺地域に移転して行うもの
- ウ 申請の時点で周辺地域以外で既に事業を営んでおり、当該事業とは異なる業種の事業を開始するもの
- エ 市が指定する事業承継のマッチング事業により、周辺地域で事業を営む者の事業を承継するもの。ただし、承継者がその従業員又は被承継者の3親等以内の親族である場合を除く。

3 補助対象事業

周辺地域において、補助対象者、又は補助対象者が新たに設立する法人（会社法第2条第1号に規定する会社及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）が行う次の表に掲げる事業を補助対象事業とします。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第5項、第11項又は第13項に規定する営業に該当するものは除きます。

補助対象事業（統計法に規定する統計基準として総務大臣が告示した日本標準産業分類）

E	製造業
09	食品製造業（例：農林水産物加工など）
12	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具・装備品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
24	金属製品製造業
32	その他の製造業
G	情報通信業
39	情報サービス業（例：ソフトウェア業、情報処理サービス業など）
40	インターネット附随サービス業（例：ポータルサイト・サーバ運営業など）
41	映像・音声・文字情報制作業（例：映像・ビデオ制作業など）
H	運輸業・郵便業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
I	卸売業、小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業（例：衣服、履物、かばん小売業など）
58	飲食料品小売業（例：食料品店、パン屋など）
59	機械器具小売業（例：自動車販売、電気店など）
60	その他の小売業（例：家具、骨とう品小売業など）
61	無店舗小売業（例：インターネット販売小売業など）
K	不動産業、物品賃貸業
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業（例：シェアハウスなど）
L	学術研究、専門・技術サービス業
72	専門サービス業（他に分類されないもの）（例：デザイン業など）
73	広告業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）（例：商業写真業など）
M	宿泊業・飲食サービス業
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
78	洗濯・理容・美容・浴場業（例：理髪店、美容室、エステティックサロンなど）
O	教育・学習支援業
82	その他の教育、学習支援業
P	医療、福祉
83	医療業（例：診療所、整体院など）

4 補助額

- (1) 補助額は、補助対象経費の2分の1の金額（当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）又は300万円のいずれか低い金額とします。
- (2) 補助対象経費は、次に掲げる経費のうち市長が適当と認めるものの総額（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）とします。
 - ア 店舗、事務所、営業所など補助対象事業を営むための建物（以下「店舗等」という。）の改修費用
 - イ 店舗等に設置する設備の整備費用
 - ウ 店舗等で使用する器具及び備品の購入費用

5 その他の要件

- (1) 周辺地域を管轄する商工会議所又は商工会による経営の改善に関する指導を受け、交付申請の際、商工会議所又は商工会からの意見書を添付すること。
- (2) 申請年度の3月末までに事業が開始されることが確実と認められること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 市税（その延滞金を含む。）の滞納がある者
 - イ 東広島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
 - ウ この補助金の交付を受けたことがある者
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと認められる者

6 補助事業実施に係る留意事項

- (1) 補助金の交付決定前に発注や契約を締結した経費及び支出済の経費については、補助金交付の対象となりません。
- (2) 申請した補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合（軽微な変更を除く）、又は事業を中止若しくは廃止する場合は、速やかに地域政策課にご相談の上、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出してください。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないことが見込まれる場合又は補助事業の実施が困難となった場合は、速やかに地域政策課にご相談ください。
- (4) 補助事業完了の翌年度末までに事業の継続が不可能となった場合、補助金交付額の返還を求める場合があります。
- (5) 補助事業完了後、翌年度から5年間、事業の状況報告書を提出していただきます。（令和7年度補助の場合、令和7年度から令和11年度まで）
- (6) 補助事業に関する帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保存する必要があります。
- (7) 補助金の交付を受けて取得した財産は、取得した日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日（機械器具にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間が経過する日）まで、市長の承認を受けずに譲渡し、交換し、又は担保に供してはいけません。
- (8) 市が取り組む移住・定住の促進に関する調査等について可能な範囲で協力していただきます。

7 申請方法

補助金交付申請書に必要事項を記入及びご捺印の上、次の書類等を各 1 部添えてご提出ください。

提出書類	
①	補助金交付申請書（別記様式第 1 号）
②	事業計画書（別記様式第 2 号）
③	経費明細表（別記様式第 3 号）
④	同意書（別記様式第 4 号）
⑤	住所（従前の住所を含む。）及び住所を定めた年月日を証する書類（住民票の写し、戸籍の附票の写しなど）
⑥	店舗等の所有又は使用の権原を証する書類（登記事項証明書、賃貸借契約書の写しなど）
⑦	補助対象事業の実施又は店舗等の改修に関し行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該許可、認可等の申請の状況を明らかにする書類の写し
⑧	店舗等の現況（全景、改修場所等）を示す写真
⑨	補助対象経費の見積書の写し（原則、2 者以上の見積りを取り、安価な方を選択してください）
⑩	工事の計画に係る図面
⑪	意見書（別記様式第 5 号）

※ 必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

※ 申請内容を確認するため、現地調査を行います。

8 申請期間

令和 7 年度の申請期間は以下のとおりです。

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 1 月 3 0 日（金）

9 交付決定から実績報告まで

- ・ 交付申請の書類を審査し、補助金交付が適切と判断された場合は、交付決定を通知します。
- ・ 交付決定通知は、申請書の住所に郵送します。
- ・ 補助対象事業（工事や備品の購入等）については、交付決定の日以降に行ってください。
- ・ 工事などの途中で、補助金額が変更になる可能性がある場合は、必ず、相談してください。

10 実績報告について

実績報告書に必要事項を記入の上、次の書類等を各1部添えてご提出ください。

提出書類	
①	実績報告書（別記様式第10号）
②	補助事業に要した領収書の写し
③	経費明細表（金額の内訳を示した書類）
④	（個人の場合） 個人事業の開業・廃業等届出書の写し
⑤	（法人の場合） 法人の概要及び経歴を記載した書類及び登記事項証明書
⑥	（補助金申請時に周辺地域に住所を有していない場合） 本市の周辺地域に住所を移したことを示す住民票の写し
⑦	補助対象事業の実施又は店舗等の改修に関し行政庁の許可、認可等を要する場合は、当該許可、認可等の申請の状況を明らかにする書類の写し

※ 必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

※ 実績を確認するため、現地調査を行います。

11 交付確定

- ・ 実績報告書の書類を審査し、補助金の執行が適切と判断した場合は、交付確定を通知します。
- ・ 交付決定確定は、移住後の住所に郵送します。
- ・ 交付確定通知と一緒に、請求書をお送りしますので、必要事項を記入の上、速やかに提出してください。（請求書に記載する口座名義人は申請者と同一としてください）

12 問い合わせ先

東広島市地域振興部地域政策課（定住サポートセンター）

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号（市役所北館2階）

TEL：082-422-1033（定住サポートセンター）、082-420-0401

FAX：082-426-3120

E-mail：hgh200401@city.higashihiroshima.lg.jp

13 よくあるQ&A

まずはお気軽にご相談ください。電話、窓口での対面での説明、ZOOM等、様々な形でご相談をいただくことができます。

その中でも、よく聞かれる質問に対する回答を掲載します。

Q1：交付申請書に添付する意見書について。意見書をいただく所管の商工会議所、商工会はどこになりますか？

A1：それぞれ下表のとおりです。お問い合わせの上、経営の改善に関する指導を受けいただき、意見書をもらってください。

八本松町（原、吉川）、志和町、高屋町（造賀、高屋東）で事業を営む場合	東広島商工会議所	082-420-0301
黒瀬町（板城西、上黒瀬、乃美尾）で事業を営む場合	黒瀬商工会	082-437-0180
福富町、豊栄町、河内町で事業を営む場合	広島県央商工会	0823-82-3075
安芸津町で事業を営む場合	安芸津町商工会	0846-45-4141

Q2：建物の新築は対象になりますか？

A2：建物の新築は対象外です。すでにある建物を店舗、事務所、営業所等に回収するのに必要な工事が対象となります。

Q3：消耗品は対象になりますか？

A3：消耗品は対象外です。

Q4：スケジュールの関係から、交付決定を待たずに工事をすることはできますか

A4：交付決定日より前の時点で、発注した工事や注文した備品等の購入費は、補助の対象外となります。

Q5：現在は周辺地域に住んでいませんが、移住はどのタイミングで行ったらよいでしょうか。

A5：交付申請の際は、現在の住所でも申請可能です。ただし、補助事業の実績報告の際は、開業届とともに、移住した後の住民票の写しを添付していただきますので、それまでに、住民票を移していただきます。

Q6：補助金はどのタイミングでもらえますか。事前にもらうことはできますか。

A6：この補助金は、補助事業を行った際の領収書の写しをいただいた後での支払いになります。概算払いや前払いは行っておりません。